

3生消取第65号

令和3年4月27日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化局消費生活部長  
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 令和3年4月16日付社援協発0416第1号（写）
- 2 官報（新旧対照表）（写）

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp